

木造住宅耐震診断の経費を助成します

阪神淡路大震災では、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建てられた木造住宅が多数倒壊し、甚大な被害が発生しました。このことから五條市では、大規模地震に備えた地域作りの第一歩として、木造住宅の耐震診断事業を実施しています。

■耐震診断は以下の条件に該当する家屋を対象とします。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された在来軸組工法の木造住宅。
- ② 延べ床面積250㎡以下。
- ③ 地階を除く階数が2以下のもの。
- ④ その他の条件に関しては問い合わせてください。

■診断にかかる経費は一件1万円です。

耐震診断料3万円のうち2万円を補助します。

■その他

- ▽申請に関する書類などは庶務課で配布します。申請を希望する場合はまず庶務課に連絡してください。
- ▽耐震診断は耐震診断技術者として奈良県に登録された診断員が自宅に訪問して行います。直接業者に依頼した耐震診断は補助の対象になりませんのでご注意ください。
- ▽**本年度実施する診断は、あと5件です。診断を希望する場合は早めに申し込みを行ってください。**
- ▽申請締切 12月21日(金)

■申込・問合せ先 庶務課交通防災係 ☎(内線236)

農業委員会 委員選挙人名簿登載申請書の提出が必要です

農業委員会委員の選挙人名簿は、有権者からの申請に基づいて作成される申告調整名簿です。

原則として農業委員会委員選挙人名簿登載申請書(以下「申請書」という。)を提出されていない場合は、農業委員の選挙権を取得することができません。

特に平成20年11月には農業委員の改選がある重要な年です。

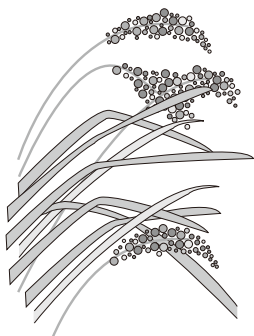
申請書は、年末から年始にかけて農事実行組合長等を通じて配布および回収しますが、次の要件を備えている人で申請書が届いていない場合は、農業委員会事務局までご連絡ください。

なお、申請書は、平成20年1月1日現在の状況で記載し、**1月10日(木)**までに農業委員会事務局まで提出してください。

■要件

- ①市内に住所を有する者
- ②年齢が20歳以上(昭和63年4月1日以前に出生したもの)
- ③10アール(1反)以上の農地につき耕作の業務を営む者、もしくはその者の同居の親族または配偶者で年間60日以上その耕作に従事する者。

■問合せ先 農業委員会事務局 ☎(内線271)



お願い 空き地の適正な管理について

セイタカアワダチソウ等の雑草が繁茂していると苦情、問い合わせ等が急増しています。これらについては花粉等により、近隣の皆さんが迷惑する場合があります。

そこで、空き地の所有者やその管理者は、近隣住民の生活環境の保全、交通対策、害虫等の発生に関して迷惑にならないよう、またポイ捨てタバコによる火災の恐れもあるため、雑草を早急に刈り取り、空き地の適正な管理に努めてください。

■問合せ先 生活環境課 ☎(内線388)